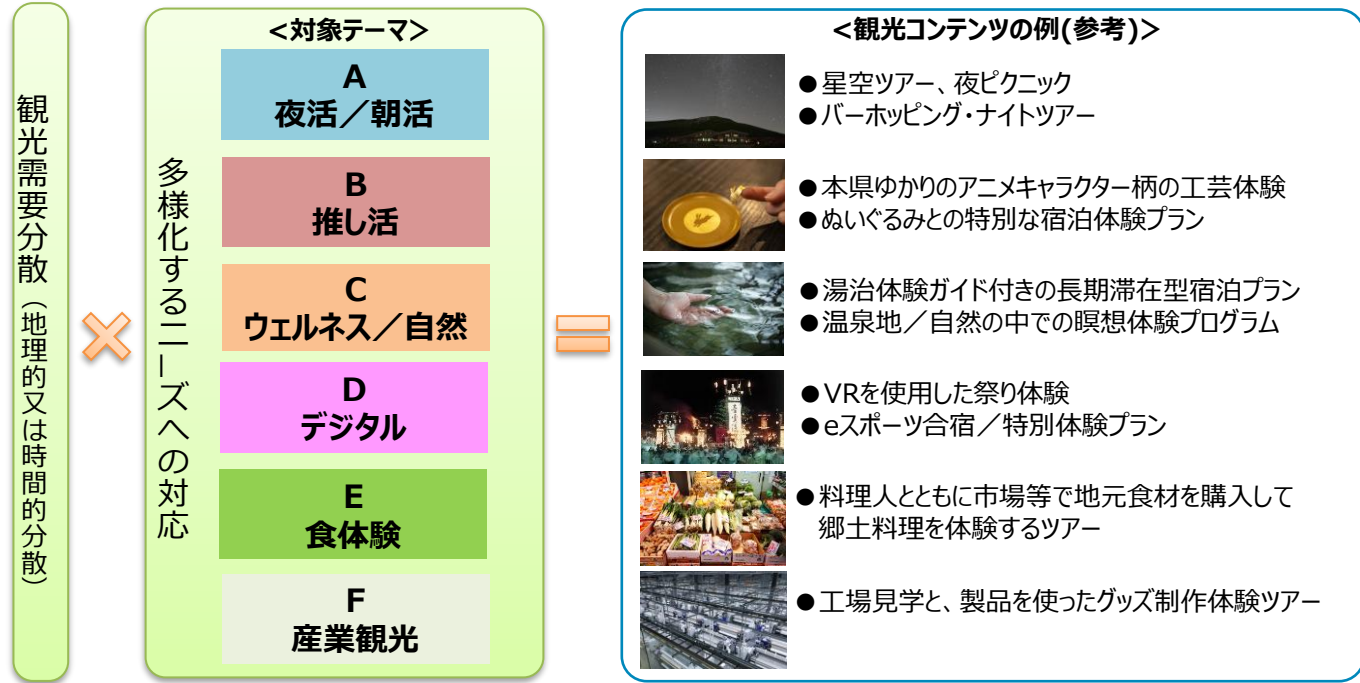


事業名「分散型観光の推進に向けた新たな観光コンテンツ造成支援事業」

観光需要の分散と多様化する旅行ニーズに対応するための
**新しい観光コンテンツの造成を
支援します！**

補助対象事業

- ① **旅行者の地理的分散を図る事業** 又は **時間的分散を図る事業**
 （実施場所が能登・加賀・金沢郊外） （実施時間が夜・朝）
 かつ
 ② **以下のA～Fの対象テーマに該当する事業**
- 例：能登・加賀での食体験コンテンツ
 例：金沢市中心部での朝の座禅・朝粥体験



補助上限・補助率

県・市町あわせて **最大 200万円** 補助

- ・ 県補助金の額：補助対象経費の1/3以内（上限100万円）※加えて、市町が県と同額以上を補助
- ・ 補助対象経費：企画開発費、モニターツアー費、謝金・旅費、広告宣伝費、印刷製本費、役務費、施設及び設備借上げ料、消耗品費、備品購入費、委託費、施設整備費 等

事業募集期間

令和8年 **6月18日(木)～7月31日(金)**

【補助金の詳細・問い合わせ先】

詳細については、石川県観光戦略課HPの募集要項等をご確認ください。

<問い合わせ先>
 石川県観光戦略課 TEL：076-225-1537

HPへは右記のQRコードよりアクセス可能です。

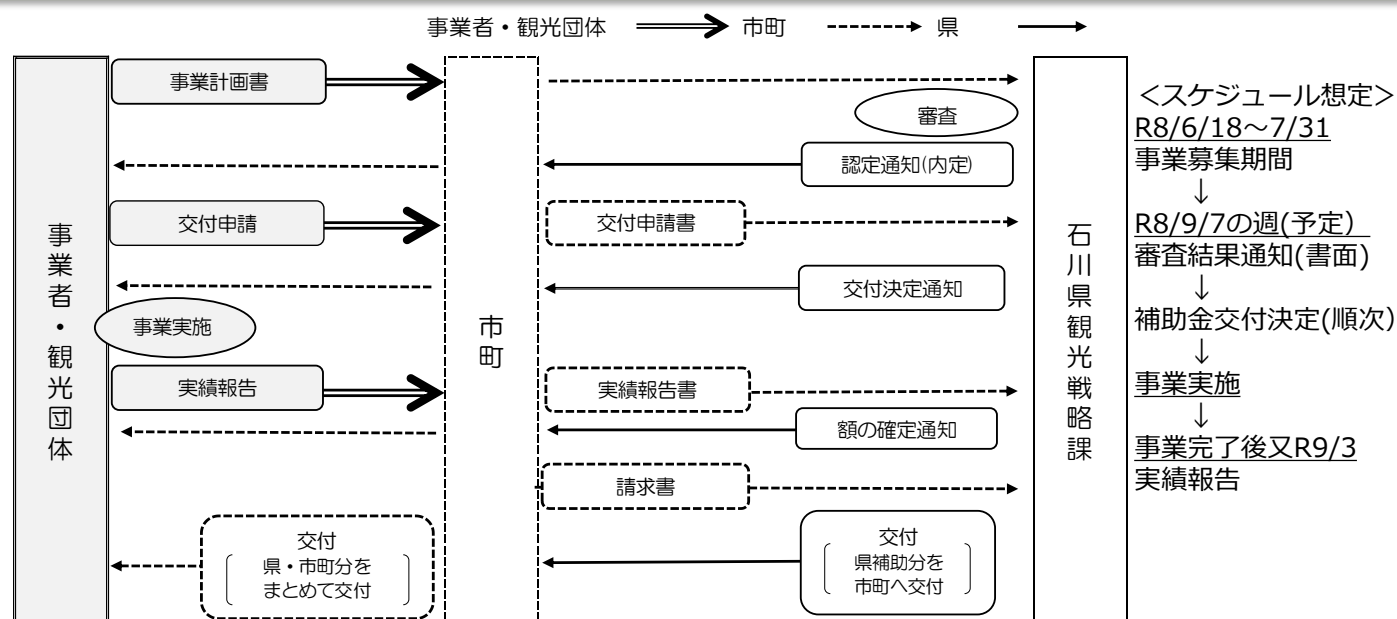


※ 応募にあたりましては、能登半島地震の影響等により、事業実施が出来ない可能性のある地域もありますので、裏面に掲載の提出先の市町にも早めにお問い合わせ下さい。

申請にあたってご留意いただきたい事項

- ・応募事業を実施する市町の観光振興担当課に対して、申請書類を提出してください。（提出先は以下参照）
※ 応募事業を実施する対象地域が複数の市町に跨っている場合は、原則、対象の全ての市町の観光振興担当課に対して、申請書類を提出していただくこととなります。
- ・採択事業は審査により決定します。
- ・イベント開催事業や、プロモーション・備品購入・施設整備が主たる目的(経費)となる事業は認められませんのでご注意ください。
- ・補助期間終了後も、事業を継続・自走し、旅行商品として販売することが要件となります。
※ 補助期間終了後も、商品の販売状況を年に1回程度、確認させていただきます。
- ・補助事業終了後は、造成した観光コンテンツの販路開拓及び認知向上を図るため、県観光連盟が実施する商談会やプロモーション等を積極的に活用してください。

申請・交付手続きの流れ



事業計画書の提出先

市町	担当課	住所	電話番号
金沢市	観光政策課	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2194
七尾市	交流推進課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8424
小松市	観光文化課	〒923-8650 小松市小馬出町91番地	0761-24-8076
輪島市	観光課	〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地	0768-23-1146
珠洲市	観光交流課	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地の2	0768-82-7776
加賀市	観光課	〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地	0761-72-7900
羽咋市	商工観光課	〒925-8501 羽咋市旭町ア200番地	0767-22-1118
かほく市	地域創生課	〒929-1195 かほく市宇野気二81番地	076-283-7132
白山市	観光課	〒924-8688 白山市倉光2丁目1番地	076-274-9544
能美市	観光交流課	〒923-1198 能美市寺井町た35番地	0761-58-2211
野々市市	地域振興課	〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地	076-227-6160
川北町	産業経済課	〒923-1295 川北町字壺ツ屋174番地	076-277-1124
津幡町	商工観光課	〒929-0393 津幡町字加賀爪二3番地	076-288-6120
内灘町	企画振興課	〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1	076-286-6727
志賀町	商工観光課	〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1	0767-32-9341
宝達志水町	商工観光課	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	0767-29-8250
中能登町	企画情報課	〒929-1721 中能登町末坂9部46番地	0767-74-2806
穴水町	観光交流課	〒927-8601 穴水町字川島うの174番地	0768-52-3790
能登町	ふるさと振興課	〒927-0492 能登町字宇出津ト字50番地1	0768-62-8526